

大川市指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）に係る請負契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、建設業者の指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 大川市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査及び設計等に関する事業をいう。
- (3) 代表役員等 建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (4) 一般役員等 建設業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。
- (5) 使用人 建設業者の使用人で一般役員等以外の雇用者をいう。
- (6) 指名停止等 指名停止又は指名回避の措置をいう。
- (7) 指名停止 市発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。
- (8) 指名回避 別表第1第2号及び第12号に掲げる措置要件に該当したため、市発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

(手続き)

第3条 課長等は、その所管する業務に関し、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、指名停止等該当報告書（様式第1号）により、速やかに大川市建設工事等請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員長に報告しなければならない。

- 2 選定委員会委員長は、前項の報告を受けたときは選定委員会を招集するものとする。
- 3 選定委員会が指名停止等の措置を決定したときは、選定委員会委員長は速やかに市長の決裁を受けるものとする。

(指名停止等)

第4条 市長は、建設業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、選定委員会の審議を経て、当該建設業者について、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止等を行うものとする。

- 2 市長が指名停止等を行ったときは、市発注工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止等に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止等に係る建設業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 別表第1第2号に規定する工事成績評定のうち指名回避するものは、当該工事成績不良工事と同種の市発注工事に限る。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、選定委員会の審議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止等を行うときは、選定委員会の審議を経て、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止等について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止等の期間の範囲内で情

状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止等に係る建設業者を構成員を含む共同企業体について、選定委員会の審議を経て、当該指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を行うものとする。

(指名停止等の期間の特例)

第6条 建設業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1第1号及び第5号から第11号まで、別表第2各号又は別表第4各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1第1号及び第5号から第11号まで、別表第2各号又は別表第4各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、建設業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止等の期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、選定委員会の審議を経て、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止等の期間中の建設業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、選定委員会の審議を経て、当該建設業者について、指名停止等を解除するものとする。

- 7 市長は、別表第3第1号から第4号までの措置要件により指名停止を行った場合は、第2号においては24ヵ月、第1号及び第4号においては12ヵ月、第3号においては6ヵ月を経過する時点において、当該指名停止の原因となった事実が継続しているか否かについて、警察本部に確認を行うものとする。その結果、継続していないときは、当該建設業者について、指名停止を解除し、継続している等、市発注工事の請負契約の相手方として適当でないときは、選定委員会の審議を経て、当該建設業者について、指名停止を継続するものとする。指名停止を継続した場合の取扱いは、同表第1号、第2号及び第4号においては6ヵ月、第3号においては3ヵ月を経過する時点において、上記と同様の取扱いとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止等を行う際に、建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は大川市の職員（特別職を含む。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、建設業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたに

もかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める長期の期間。

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。
- (3) 大川市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する建設業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間。

（指名停止等の通知）

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により指名停止等を行ったときは指名停止等通知書（様式第2号）により、第4条第2項後段の規定により指名を取り消したときは指名取消通知書（様式第3号）により、第6条第5項の規定による指名停止等の期間の変更若しくは同条第7項の規定による指名停止の継続（以下これらを「指名停止等期間の変更」という。）を行ったときは指名停止等期間変更通知書（様式第4号）により、同条第6項若しくは同条第7項の規定により指名停止等を解除したときは指名停止等解除通知書（様式第5号）により、当該建設業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等の事由が市発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。
- 3 選定委員会委員長は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定による指名停止等が決定したときは、指名停止等決定通知書（様式第6号）により、指名停止等期間の変更又は第6条第6項若しくは同条第7項の規定による指名停止等の解除が決定したときは、指名停止等変更（解除）通知書（様式第7号）により、関係課長等に対して速やかに通知するものとする。

（指名停止の公表）

第9条 市長は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により指名停止を行い又は第6条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止措置状況書（様式第8号）を総務課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載し公表するものとする（別表第1第2号から第4号の措置要件に該当するものを除く。）。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 市長は、指名停止等の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第11条 市長は、指名停止等の期間中の建設業者が市発注工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

- 2 市長は、指名停止等の期間中の建設業者が市発注工事の完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止等に至らない事由に関する措置）

第12条 市長は、指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。ただし、施行日前に別表第1第12号に掲げる措置要件に該当し、施行日以後も当該事案が継続している場合は、施行日以後にこの要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第1の規定は、この要綱の施行日以後に措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。ただし、施行日前に別表第1第13号に掲げる措置要件に該当し、施行日以後もその判決等の内容の履行が未了の場合は、施行日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p>	
<p>1 市発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(工事成績不良等)</p>	
<p>2 市発注工事の施工に当たり、次に掲げる工事成績評定を受けたとき。 (1) 工事成績評定点が50点以上60点未満のとき。 (2) 工事成績評定点が50点未満のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以内の指名回避 2ヵ月以内の指名回避</p>
<p>3 前号(1)の措置を受けた後、1年を経過するまでに次に掲げる工事成績評定を受けたとき。 (1) 工事成績評定点が50点以上60点未満のとき。 (2) 工事成績評定点が50点未満のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以内 2ヵ月以内</p>
<p>4 第2号(2)の措置を受けた後、1年を経過するまでに次に掲げる工事成績評定を受けたとき。 (1) 工事成績評定点が50点以上60点未満のとき。 (2) 工事成績評定点が50点未満のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以内 3ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p>	
<p>5 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 前号に掲げるもの以外の建設工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>7 第5号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>8 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>
<p>(係争等)</p>	
<p>12 市発注工事の契約の履行に関する裁判が係争中の場合</p>	<p>訴えを提起した日又は提起されたことを知った日から、判決が確定するまで指名回避</p>
<p>13 前号の裁判において市が勝訴した場合、又はこれに準ずる場合</p>	<p>市長が定める期間、又はその判決等の内容が履行されるまで</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が、大川市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 8ヵ月以上24ヵ月以内 6ヵ月以上18ヵ月以内 4ヵ月以上12ヵ月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上18ヵ月以内 4ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上 6ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヵ月以上24ヵ月以内
4 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4ヵ月以上18ヵ月以内
(競売入札妨害又は談合)	
5 市発注工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 8ヵ月以上24ヵ月以内
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヵ月以上18ヵ月以内
(建設業法違反行為)	
7 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内
8 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
9 別表各号（この号及び次号を除く。）に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
10 別表各号（この号を除く。）に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

別表第3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして警察本部から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この表において同じ。）（以下これらを「役員等」という。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヵ月を経過し、かつ、 市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>2 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)又は(2)に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 24ヵ月を経過し、かつ、 市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>3 次のいずれかに該当するものとして警察本部から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヵ月を経過し、かつ、 市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>4 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヵ月を経過し、かつ、 市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>5 市発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして警察本部から通知があり、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4ヵ月</p>

別表第4 契約の不履行等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 代表役員等、一般役員等又は使用人が、市発注工事の契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>2 代表役員等、一般役員等又は使用人が、次のいずれかに該当したと認められるとき。 (1) 市発注工事の落札者が契約を締結することを妨げたとき。 (2) 市発注工事の契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>3 代表役員等、一般役員等又は使用人が、市発注工事の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>4 代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、市発注工事の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、工事の請負契約を履行しなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヵ月以上12ヵ月以内</p>
<p>5 代表役員等又は一般役員等が、市発注工事の契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p>

様式第1号

指名停止等該当報告書

下記業者について、大川市指名停止等措置要綱第 条第 項の規定に該当すると認められる事案が発生しましたので報告します。

年 月 日

選定委員会委員長

殿

課長等

印

記

1. 建設業者

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 業 種

2. 指名停止等の該当項目と事実行為

3. 関係工事名等

(注) 新聞情報、その他参考資料添付

様式第2号

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大川市長 印

指名停止等通知書

今度の貴社（殿）の行為は、市発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後市が発注するすべて（指名回避の場合は、当該工事成績不良工事と同種の工事）の請負工事に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名を停止することにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工中の 工事については、工
期内完全竣工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

【注】別表第3（暴力的組織等に対する措置基準）に該当する場合、又は該当する可能性がある場合は、なお書きは削除して使用すること。

記

1 指名停止等の理由

2 指名停止等の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ カ月間）

様式第3号

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

大川市長

印

指名取消通知書

先に、 工事について、 年 月 日をもって
貴社（殿）に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止等の
決定があり、指名を取り消したので通知します。

様式第4号

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

大川市長

印

指名停止等期間変更通知書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止等を行った旨を通知したところでありますが、このたび、下記のとおり当該指名停止等の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止等の期間
- 2 変更後の指名停止等の期間
- 3 変更の理由

様式第5号

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

大川市長

印

指 名 停 止 等 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日 第 号をもって貴社（殿）の指名停止等を行った旨を通知したところでありますが、このたび、当該指名停止等を解除したので通知します。

関係課長 殿

大川市建設工事等請負業者選定委員会 委員長

指名停止等決定通知書

標記について、大川市指名停止等措置要綱第 条第 号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 建設業者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

2. 指名停止等の該当項目と事実行為

3. 指名停止等の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ ヲ月間）

【注】別表第1第2号による指名回避の措置の場合は、当該工種のみ。

(特記事項)

上記期間内は随意契約、下請負及び完成保証人の相手方としてはならない。ただし、既に契約締結済みのもの、特許権の設定された工法等を使用しなければならない等、やむを得ない事由があるものは除く。

【注】別表第1第2号による指名回避の措置の場合は、当該工種のみ。

様式第7号

年 月 日

関係課長 殿

大川市建設工事等請負業者選定委員会 委員長

指名停止等変更（解除）通知書

標記について、大川市指名停止等措置要綱第 条第 号の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 建設業者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

2. 従前の指名停止等の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ ヲ月間）

【注】別表第1第2号による指名回避の措置の場合は、当該工種のみ。

3. 変更後の指名停止等の期間（解除年月日）

年 月 日から 年 月 日まで（ ヲ月間）

（ 年 月 日）

4. 変更（解除）の理由

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置建設業者：住 所
商号又は名称
2. 指名停止の期間： 年 月 日から 年 月 日まで（ヵ月間）
3. 事実概要：
4. 指名停止の理由：

【指名停止等措置要綱 別表第 号 該当】

措 置 要 件	期 間

5. その他必要な事項